建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第７条の規定による書面

（建築物に係る新築工事等の場合）

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 |  工程 |  作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①造成等 | 造成等の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ②基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ③上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ④屋根 | 屋根の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ⑤建築設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他( ) | その他の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |

※届出書の写しを添付することでもよい

２．解体工事に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　なし

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※この欄に書ききれない場合は、別紙に必要事項（特定建設資材廃棄物の種類、施設の名称及び所　在地）を記載し、この書面とともに契約書に添付してください。

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 　　　　　　　　　　円(税抜)

 （受注者の見積金額：直接工事費）